

### (3) 審議事項 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1. 改正の趣旨

出産しやすい環境づくりを目指し、国保の妊産婦の医療費のうち一部負担金を助成する「妊産婦付加金」について、目的が類似する「妊婦のための支援給付（こども家庭課）」が令和7年度から開始されたことから、令和7年度末をもって廃止することとしたため、所要の改正を行うものです。

#### 2. 改正内容

当該記載部分である旭市国民健康保険条例第7条を削除します。

ただし、前年度下半期と当年度上半期を1年の単位として、年度に1回支給を行っているため、事業廃止後の令和8年度に最終の処理を行う必要があることや、未申請者に対し時効までの措置をとる必要があることから、改正前の支給要件に該当する者に対する経過措置を設けます。

#### 3. 施行日

令和8年4月1日

#### 【参考：支給額比較】

- ・妊産婦付加金支給額（一人当たりの実支給額）
  - 令和6年度 24,232円
  - 令和5年度 38,579円
  - 令和4年度 37,957円
  
- ・妊婦のための支援給付金支給額（令和7年度開始）
  - 妊娠時 50,000円
  - 出産後 50,000円（子一人につき）

旭市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○旭市国民健康保険条例 平成17年7月1日 条例第77号  (妊産婦付加金)</p> <p>第7条 被保険者である妊産婦が療養の給付又は療養費の支給を受けた場合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、妊産婦付加金として第4条の一部負担金に相当する額を支給する。ただし、一部負担金の額が月額100円未満のときは、これを支給しない。</p> <p>2 前項の妊産婦とは、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出の受理のあった日の属する月の初日から出産(流産を含む。)のあった日の属する月の翌月の末日までのものをいう。</p>	<p>○旭市国民健康保険条例 平成17年7月1日 条例第77号</p> <p>第7条 削除</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日の前日までに母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出をした被保険者である妊産婦が、施行の日の前日までに療養の給付又は療養費の支給を受けた場合の妊産婦付加金については、なお従前の例による。</p>